

## 河川法

### 1. 案内情報

- 手続名 : ダムの操作規程の承認  
手続根拠 : 河川法第47条第1項前段  
手続対象者 : ダムを設置する者  
提出時期 : ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするとき  
提出方法 : 操作規程を作成し、申請書と共に河川管理者（国土交通大臣、地方整備局長等又は都道府県知事）に提出する。  
手数料 : 無し  
添付書類・部数 : なし  
申請書様式 : 当該ダムを管理する各地方整備局等又は都道府県の担当課にお問い合わせ下さい。  
記載要領・記載例 : 当該ダムを管理する各地方整備局等又は都道府県の担当課にお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

問い合わせ・相談窓口：

（河川管理者が国土交通大臣の場合）

北海道開発局建設部河川管理課	011	709	2311（内線 5320）
東北地方整備局河川部河川管理課	022	225	2171（内線 3771）
関東地方整備局河川部河川管理課	048	601	3151（内線 3771）
北陸地方整備局河川部河川管理課	025	- 266 - 1	771（内線 3771）
中部地方整備局河川部河川管理課	052	962	6311（内線 3771）
近畿地方整備局河川部河川管理課	06	6942	1141（内線 3771）
中国地方整備局河川部河川管理課	082	221	9231（内線 3771）
四国地方整備局河川部河川管理課	087	851	8061（内線 3771）
九州地方整備局河川部河川管理課	092	471	6331（内線 3771）
沖縄総合事務局河川課	098	866	0031（内線 3771）

（河川管理者が都道府県知事の場合）

各都道府県の河川課等

受付時間： 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口： 上記問い合わせ先

### 3. 手続情報

- 審査基準 : ・河川法第44条  
・河川法施行令第23条  
・河川法施行令第24条  
標準処理期間： 概ね3ヶ月（国土交通大臣の承認を要する場合は概ね4ヶ月）  
不服申立方法： 行政不服審査法の規定による